こうりてきまいりま ていきょう 『合理的配慮の提供について』

(保護者資料)

1障害者差別解消法とは?

障害者差別解消患とは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する影響」の略称です。 の制治: 電散25年6宵19年 の施行: 電散28年4宵7時

たほうこうきょうだんだい こうりつがっこう 地方公共団体(公立学校を含む)では以下のことが義務づけられています。

- ①障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的散扱いの禁止
- ②合理的配慮の提供

2合理的配慮とは?

「合理的配慮」とは、障害のある生徒が他の生徒と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使できるようにするための手がてのことです。

《合理的配慮の種類》

- ①学校の設置者や学校が必要かつ適切な変量・調整を行うこと
- ②障害のある生徒~人ひとりの状況に応じて、個別に必要とされるもの
- ③体制飴、財政飴において、均衡を失した艾は過度の負担を課さないもの

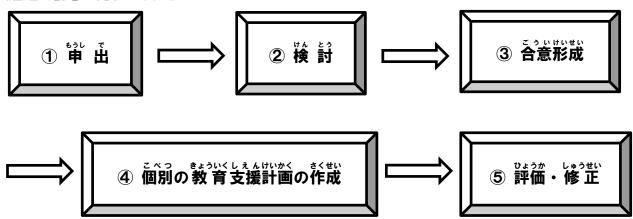
3学校における合理的配慮の提供について

こうりてきはいりょ ていきょう ほんにん ほこしゃ もうしで ひつよう ②合理的配慮の提供には、本人や保護者からの申出が必要です。

もうしでほうほう

別紙様式「学校における合理的影響の提供に常る真体的な防容の単出」を影光の主、<u>学級担任へお</u>渡し願います。なお、単出いただいた防容については、学校教育活動において生徒に必要か、実施可能か、過度の資担ではないか等について校内で干労検討の主、本人・保護者の同意を得て決定するとともに個別の教育支援計画に削記し、関係機関との連携及び引継ぎに活角いたします。

くうりてきはいりょうでいきょう なが へ合理的配慮の提供の流れ》



この件について質問や問い合わせがある場合は鈴木明典までご連絡ください。

ならしのしりつならしのこうとうがっこう 習志野市立習志野高等学校 こう きょう なば きま か ま 校 長 大 崎 栄 貴

がっこう こうりてきはいりょ ていきょう かかわ もうしで いしひょうめい 学校における合理的配慮の提供に係る申出(意思表明)について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行により、平成28年4月11首から公立学校において、障害を理由とする不当な差別的報報いが禁止されるとともに、 管理的記憶の提供が義務化されております。

つきましては、学校に合理的配慮の提供を求める場合には、別紙「(保護者資料) 合理的配慮の提供について」を参照の上、〈きりとり〉以下の「学校における合理的配慮の提供に常る其体的な内容の単出」に記入の上、学校(学級担任)へお届け願います。

なお、前出いただいた内容については、学校教育活動において生徒に必要か、実施可能か、過度の貧粒でないか等について校内で干分機計の上、本人・保護者の同意を得て決定するとともに値別の支援計画に削記し、関係機関との連携及び引き継ぎに活用いたします。

習志野市立習志野高等学校長

がこう 学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出

以下のとおり、学校による合理的配慮の提供内容について申出いたします。

在 <u>生徒氏名</u> <u>作業者氏名</u> <u>作業者氏名</u> <u>价</u>

(たいてき もうしでないよう 具体的な申出内容

※お子様や保護者様が高校での生活に対してお困りなこと等でも構いませんので、ご自由にお書きください。